

北海道獣医師会福利厚生規程

昭和40年9月6日 制定
中 略

平成20年6月13日 一部改正

平成26年6月11日 一部改正

平成29年6月20日 一部改正

- 第1条 この規程は、定款第4条に基づき、会員の福利厚生に関する事業を行うため、必要な事項を定める。
- 第2条 この会は、正会員および正会員の配偶者に対して、別表の定めるところにより、見舞金、弔慰金または供花を贈呈するものとする。
- 第3条 この会の正会員（名誉会員を除く）は毎年6月末日までに別表の定めるところにより福利厚生会費を納入しなければならない。ただし、新入会員、再入会員は入会のときに納入するものとする。
- 第4条 前条の福利厚生会費を当該年度末までに納入しないものは、支部長の認定および報告によって、その年度までに取得した本規程に基づく権利のすべてを失うものとする。
- 第5条 支部長は、次の業務を行う。
- （1）第3条の福利厚生会費を徴収し本部に納付する。
 - （2）第2条の別表に該当する事項が発生した場合は、速やかに、氏名、住所、職業、該当事項名、その他、別に定めるところにより報告する。
 - （3）弔慰金、供花等遺族への送達に関する事項。
- 第6条 この規程の改廃は、代議員会の議を経て行わなければならない。

附 則

1. この規程の改正は平成6年2月25日から実施する。
2. 別表1の病傷見舞金の改正は平成18年1月1日から実施する。
3. 別表1の改正は平成18年9月7日から実施する。
4. 別表1の改正は平成20年6月13日から実施する。
5. この規程の改正は平成26年6月11日から実施する。
6. 別表1の改正は平成29年6月20日から実施する。

別表 1 (第 2 条関係)

見舞金・弔慰金の基準

種 類	区 分	金 額
見 舞 金	(1) 病傷見舞金 正会員が疾病又は傷害により引き続き 14 日以上にわたり入院したとき。ただし、同じ年度に同一病名で再度入院したときは最初の入院のみ該当とする。 (2) 災害見舞金 正会員が重大な災害を受けたとき。	20,000 円 その都度会長が定める。
弔 慰 金	(3) 正会員が死亡したとき。 ア 入会后 1 年未満 イ 入会后 1 年以上 2 年未満 ウ 入会后 2 年以上 (4) 正会員の配偶者が死亡したとき。	20,000 円 30,000 円 50,000 円 20,000 円
生 花	(5) 正会員または配偶者が死亡したときに供花を贈呈する。	15,000 円

別表 2 (第 3 条関係)

福利厚生会費

種 類	区 分	金 額
福利厚生会費	正会員年会費	1,000 円